

## 社会福祉法人青い鳥 役員及び評議員等の報酬並びに費用等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青い鳥（以下「当法人」という。）定款第八条、第二二条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」とする。）の報酬並びに費用等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第六条の規定に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の16第4項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条に定義する、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、出張旅費（宿泊費日当等含む）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分するものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める額
- (4) 通勤手当については、給与規程第12条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会委員の報酬、定款第23条に規定する顧問

の報酬、及び苦情対応規程第 11 条に規定する第三者委員の報酬についても前項の規定を準用する。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法等)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等は月額をもって支給するものとし、支給期間及び支給日は、給与規程第 15 条の規定を準用する。

- 2 前項の報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(費用等)

第 9 条 当法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用等に関し適当と認める額について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては資金を前渡しするものとする。

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬

等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000 円 までの範囲内
常務理事	月額 300,000 円 までの範囲内
理事	月額 200,000 円 までの範囲内
※ただし、理事長を除き、第 5 条の規定により、職員兼務の常勤役員には役員報酬は支給しない。	

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6 月の賞与	支給しない
12 月の賞与	支給しない
※ただし、理事長を除き、職員兼務の常勤役員には、給与規程第 23 条、第 24 条及び第 26 条第 3 項の規定により賞与を支給する。	

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数}$
※在職年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。但し、1 か月未満は切り上げ。
※ただし、職員兼務の常勤役員であって、給与規程第 33 条に規定する退職金につき、横浜市社会福祉協議会、独立行政法人福祉医療機構に加入している場合は、上記算式によらず、それぞれが定める規定、規則に基づく額が直接本人に退職金として支給される。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合

会議等への出席	日額 13,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 13,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合

監事会等への出席	日額 13,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 13,000 円

※交通費の実費が上の報酬額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。